

# 文化学園大学・文化学園大学短期大学部紀要 投稿規程

第1条 紀要への投稿は、原則として文化学園大学及び文化学園大学短期大学部の教員とする。

(投稿原稿)

第2条 投稿原稿は他の出版物に発表されていない原著とする。

2 原則として一人1編とする。ただし、共著論文の第2執筆者以降の場合はこの限りではない。

3 投稿原稿は図表等を含め、刷り上がり15ページ以内を原則とする。

4 原稿執筆の詳細は、執筆要項を別に定める。

(投稿手続)

第3条 投稿原稿は原則として登録を経て、研究委員会の定める期日までに同委員会に提出する。

(原稿の審査)

第4条 投稿原稿の掲載の適否に関する最終判断は、研究委員会が行う。

(校正)

第5条 校正は原則として再校までとし、執筆者の責任において行う。

(別刷)

第6条 別刷は、論文1編につき50部までは無料とする。

(著作権及び著作物の電子化と公開許諾)

第7条 紀要に掲載された著作物の著作権は執筆者に帰属するが、次の制約を受ける。

(1) 掲載された論文は、「電子化及びインターネット公開許諾書」(別紙様式)により許諾を得たうえで電子化し、研究委員会が適当と判断したネットワーク上に公開する。

(2) 公開許諾後これを撤回する場合は、研究委員会委員長あてに書面でその旨申し入れる。

(3) 紀要に掲載された個々の著作物について、著作権侵害等の紛争が生じた場合は、当該著作物の著作権者の責任において処理する。

(事務)

第8条 紀要編集に関する事務は、事務局研究協力室が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 文化女子大学紀要 服装学・造形学研究投稿規程

(2) 文化女子大学紀要 人文・社会科学研究投稿規程

附 則

この規程は、平成22年4月1日から改定施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。

(文化女子大学・文化女子大学短期大学部から文化学園大学・文化学園大学短期大学部へ校名変更)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から改定施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。